佛蘭西革命と奈破崙(第四囘)

高田 友

 $\widehat{\underbrace{1\atop 3}}$

ふならむ。 已みぬべき。 が手より皇后の戴冠を爲したるに及びては其の大膽不敵洵に言語に絕すとは斯の如きを謂 も身は羅馬へ赴かずして教皇を呼びつけたるはその始末前古未曾有の瀆神の行と言はでや 「此の帝冠は我が手にて勝ち取りたるに外ならず」と宣言したるなり。 一八〇四年、 剩へ、教皇の載冠せむとするを拒み、 奈破崙、羅馬教皇を招きて皇帝登極の大禮を行ひたり。 手に受けて自ら頭に置きたりとは。 且は如世嬪の頭に我 如何に皇帝とい ど

ムの顚末此の如し。 へるなり。 雖然、この卽位は己が恣意にて皇帝たらむと宣言したるにあらず、 贊成票幾百萬に達したるに、反對は一萬に足らず。 茲に「第一帝政」開闢せられたり。 已哉、 國民投票にて贊否を問 今も昔も、 ポピュリズ

むと朝野志を一にするに至る。 風雲急を告ぐる佛蘭西政局の行く所を見て、 歐羅巴各國に ては愈ゞ 奈破崙政 權を覆滅

英國にては、平和派(奈破崙宥和派)敗れ、抗戰派 小ピット の再任せられ て印綬を帶ぶ。 1

一八〇五年、第三囘對佛大同盟結成せらる。

佛蘭西・西班牙聯合軍は撃滅せられたり。西班牙國王は奈破崙の兄「醉ひどれホセ」なりき。 十月には、虎春川沖 「ホセ」は Joseph (Jose)の西班牙讀みなり。 奈破崙は英國を仇敵と見做し、 (被澁樽海峽の外)の海戰に臨みたるが、寢孫率ゐる英國艦隊の爲に、 年內に(一八〇五)ドーバ 海峽を渡りて侵攻せむと企て

せしむ。 り。陸戰にては皇帝親しく出陣して大勝に繼ぐ大勝。此の年十二月には逢棄津の「三帝會戦」 (奈破崙一世、 言ふに及ばず、 フランツ一世、アレキサンドル一世)にて、墺太利 海軍の脆弱なりしは、奈破崙陸の將軍なれば指揮する能はざり 露西亞の聯合軍を敗走 が

 $\widehat{\underbrace{1}_{4}}$

伊太利・阿蘭陀屈服し、墺太利も奈破崙麾下ぞ入りんぬる。

茵同盟」を結成せしむ。 ·けれ(一八○六)。 於是、 奈破崙は、 獨逸のうち、南獨逸と莱茵右岸の十六の小國 これに由りて、 神聖羅馬帝國千年の榮華は邯鄲の夢とこそは消えた 邦• 藩國) を纏めて

加之、 普魯西を破り、 八〇七年恫喝もて 「ティ ルジ ッ 條約」 に調印 せ しめたり。

華沙〈惡澤〉 西の奈破崙に怨念を抱くや豈異とするに足らざらむ。 て普魯西は國土の半ばを割讓せしめられ、その地にウェストファリア 大公國の誕生を見る。 賠償金・軍備制限など苛酷なる條件を課したれば、 (植洲鳥羽倆) 王國、 普魯

ルクセンブルグ、 かつて神聖羅馬帝國に屬したりし佛蘭西周邊の地域は、佛蘭西本土に倂合せらる。 壽府、 莱茵左岸などは佛蘭西の行政單位とぞ化したりける。 白耳義、

たるものあれどまた然り。 大陸諸國は佛蘭西の同盟國となる。 阿蘭陀 (華沙〈惡澤〉 大公國) 然り、普魯西は 内に

翌年墺太利の皇女マリー 而して、 一八〇九年、 皇后の ・ルヰーズを皇后に册立す。 如世嬪 (庶民出身/子連れにて奈破崙と再婚) マリア・テレジアの曾孫なり。

1 5

然而、なほ抵抗鎭まらざるは英吉利なりき。

の市場を擴大せむとは圖りたるなり。 悉皆禁止せり。 一八〇六年、 英吉利を牽制せむとの意に出づるは言ふに及ばねど、 奈破崙、「大陸封鎖令」を發す。 即ち大陸諸國に令して、 また以て佛蘭西産業界 英國と交易するを

奈破崙の無理難題に服從するをうべき。 を擧げて密貿易に勵むに至る。 市場にして、 墺太利抔の諸國は、 の破滅を招かむとは。 思ひきや、 奈破崙、 これを切りてはい 英吉利より工業製品を輸入し、 畢生の大業とて歐羅巴全土を服從せしめむと欲したるが却りて己が 大陸封鎖令に據りて進退窮まつたるは佛蘭西なりき。露西亞・普魯西・ かんが經濟の立ち行くを得む。 加之、かかる國々にとりては、 以て國民生活を支へてありしか つひに奈破崙の目を盜み、 英吉利は穀物の輸出 ば、 何條 或 2

巴を蠶食す。 ヒテは「獨逸國民に告ぐ」と題する講演を行ひて愛國心を鼓舞したりき。 特筆すべきは普魯西。 而して、 農奴解放、 さなきだに佛蘭西の強權に鬱屈する諸國なるに、 皮肉なるかな、 軍制改革を斷行し、 奈破崙に支配せられてより、 佛蘭西革命に據る革命思想の世を席捲したるがゆゑならずや。 近代國家へ向ひて一歩を踏み出したるなり。 佛蘭西に倣ひて進歩的なる改革に着手 自由平等の理念、 刻 哲學者フィ 々と全歐羅

チザンの暗躍已まずして、 西班牙にては奈破崙の兄國王に据ゑられたれば、 八〇八年、 窗折戸にて反佛騒擾を起義すとい 「半島戰爭」と稱せらるるに到る。 國民の反感いやが上にも昂 へども忽ちに彈壓せらる。 然れどもパ 一謄する

(令和七年五月十五日受附)